資料 2

障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例（仮称）要綱（案）

目次

前文
第一　総則
第二　障害者の権利擁護
　一　障害者への差別の禁止等
　二　障害者への虐待の禁止等
第三　障害者の地域生活の支援
第四　障害者の自立及び社会参加の支援
第五　障害者の発達の支援及び教育の充実
第六　補則
附則

だれもが皆、その人らしく、人として豊かに生活をする権利を有している。だれもが、本来、自らの決定及び選択に基づいて社会のあらゆる分野の活動に参加及び参画する権利を有している。それらの権利の主体であることは、障害のあるなしにかかわらない。

その人の障害のあるなしにかかわらず、地域生活において当たり前に活動し、社会参加をするに当たって、何らかの制約を受けることがあるとすれば、憲法で保障されている基本的人権の侵害となる。

さいたま市は、国際連合で採択された障害者の権利に関する条約がめざす、障害を理由とするいかなる種類の差別もない社会の実現をここに宣言する。

その目指す社会は、人として当たり前の権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認める社会である。

さいたま市民は、障害のあるなしにかかわらず、だれもが、基本的人権の主体であって、社会の一員である。そのさいたま市民が、誰も侵すことができない基本的人権の主体として、尊厳をもって、未来にわたって、安心して地域で生活できる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第一　総則

（目的）

一　この条例は、市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することを保障するため、障害者の権利を擁護するとともに、その権利の主体である障害者の自立及び社会参加を支援するために、市が講じるべき措置等を定めることにより、もって市民だれもが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を得られるよう、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（定義）

二　この条例において「市民」とは、市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

２　この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行うすべての者をいう。

３　この条例において「障害」とは、心身の機能、身体の器官、肢体又は肢体を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活（以下「日常生活等」という。）を営む上で社会的な支援を必要とする状態をいう。

４　この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第２条に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害がある者

(2) 障害があるとともに、日常生活等において活動の制限、又は参加の制約を受けている者であって、前項の状態が継続的にある者

５　この条例において「合理的配慮に基づく措置」とは、等しく市民として障害者の個人の尊厳及び権利が尊重され、その権利を享受し行使するために必要な、日常生活等を支障なく営むことができるようにするために提供される当該障害者の環境を調整する措置（当該障害者の勤務時間又は職務内容の変更で事業目的の達成の妨げとなるもの、既存の建築物の本質的な構造の変更その他の社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担を課すものを除く。）をいう。

６　この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 日常生活等において知り得た障害者の氏名その他当該障害者の身上に関する事項又はその他の知り得た事項をみだりに用いて、当該障害者の日常生活等を妨げること。

(2) 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えない、若しくは合理的配慮に基づく措置を行わない、又は障害者若しくはその保護者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（同法第１条に規定する学校をいう。）を決定すること。

(3) 障害者を雇用し、業務に従事させる場合において、当該障害者に合理的配慮に基づく措置を行わないこと。

(4) 不特定かつ多数の者に対して行っている、医療、福祉サービス、商品若しくはサービスの提供又は不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由に拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

(5) 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ない場合、本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。

(6) 障害者が日常生活等を営む上で必要と認められる情報を提供し、又は情報の提供を受ける場合において、正当な理由なく、障害を理由として、これを拒否し、若しくは

制限し、又はこれに条件を課すこと。

(7) 前各号に規定するもののほか、正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いに比べて障害者を不利に取り扱い、又は取り扱おうとすること。

７　この条例において「虐待」とは、次に掲げる行為をいう。

(1) 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 障害者にわいせつな行為をすること、障害者をしてわいせつな行為をさせること又は障害者であることを理由に、本人の意思に関わらず、交際若しくは性的な行為を不当に制限すること、又は生殖を不能にすること。

(3) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与えること。

(4) 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置をすること。

(5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(6) 前各号の事実を知りながら、又は障害者が自らの利益や健康を明らかに損なう行為を継続的に行っていることを知りながら放置すること。

８　この条例において「後見的支援を要する障害者」とは、現に福祉サービス等を選択して利用することができないため、日常生活等を営むことが困難な市内に居住する障害者であって、保護者及び養護者（障害者を現に養護するものであって、障害者自立支援法（平成１７年法律第１２３号）第３６条に規定する指定障害福祉サービス事業所又は同法第３８条に規定する指定障害者支援施設従事者等以外のものをいう。以下同じ。）がいない、又は保護者が監護を行うことができず、養護者がいない者をいう。

（基本理念）

三　障害者への差別を克服するための取組は、市、市民、事業者及び障害者の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下「各関係機関」という。）が障害者を権利の主体であると認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めることにより行われなければならない。

２　障害者の権利の擁護及び障害者の自立並びに社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれ相互に連携し、障害者の選択及び自立を尊重することにより行わなければならない。

３　障害者の権利の擁護及び障害者の自立並びに社会参加に対する支援に関する施策の推進に当たっては、市、市民、事業者及び各関係機関がそれぞれの責務に従い、障害者が市民の一員として地域に生活し、それぞれにふさわしい役割を果たすことができるよう取り組むことにより行われなければならない。

（市の責務）

四　市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、障害者基本法その他の関係法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に

実施しなければならない。

（市民等の責務）

五　市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の地域で共に暮らす権利を尊重し、地域でだれもが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めなければならない。

（計画及び進行管理）

六　市長は、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するためさいたま市障害者総合支援計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、毎年度、別に定める障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）に計画に基づく施策の実施の状況を報告しなければならない。

２　推進協議会は、前項の報告に対して意見を述べるものとする。

第二　障害者の権利擁護

一　障害者への差別の禁止等

（差別の禁止）

七　何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

（申立て）

八　障害者は、差別が行われた事実があると認めるときは、市長に対し、委員会（二十七に規定する委員会をいう。十の第１項、第２項、第３項、十一の第１項において同じ。）が当該差別に係る事案（以下「事案」という。）を解決するための助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。

２　障害者の保護者又は養護者、事業者及び各関係機関は、前項の申立てをすることができる。ただし、本人の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

３　前各項の申立ては、その事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができるものであって行政庁の行う処分の取消し、撤廃又は変更を求めるものであること。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から３年を経過しているものであること（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。

（事案の調査）

九　市長は、前条第１項又は第２項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実につ

いて、障害者自立支援法第７７条に規定する地域生活支援事業を行う相談支援事業者（以下「相談支援事業者」という。）と連携し、調査を行うことができる。この場合において、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言及びあっせん）

十　市長は、八の第１項又は第２項の申立てがあったときは、委員会に対し、助言又はあっせんを行うことの適否について審議を求めるものとする。

２　委員会は、八の第１項又は第２項の申立てに対し助言又はあっせんを行うことが適当と判断した場合にあっては、当該申立てに係る事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

３　委員会は、前項に定める助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、当該助言又はあっせんに係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

十一　委員会は、前条第２項の助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、市長に対して当該差別を解消するよう勧告することを求めることができる。

２　市長は、前項に規定する求めがあった場合において、差別をしたと認められる者に対して、当該差別を解消するよう勧告することができる。この場合において、市長は、前項の求めを尊重しなければならない。

３　市長は、正当な理由なく九に規定する調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告するものとする。

（公表）

十二　市長は、前条第２項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合にあっては、当該勧告内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、差別をしたと認められる者に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、差別をしたと認められる者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで公表することができる。

二　障害者への虐待の禁止等

（虐待の禁止）

十三　何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（体制の整備等）

十四　市は、虐待の通報を受け、虐待を早期に発見し、及び虐待に対応するための体制を整備しなくてはならない。

２　市は、虐待された障害者及びその保護者又はその養護者の相談を受け、必要に応じ、助言及び指導を行うための体制を整備するものとする。

３　市長は、相談支援事業者と連携し、虐待の早期発見及び被虐待者の迅速な安全確認を行うものとする。

（通報）

十五　市民、事業者、及び各関係機関は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。

２　事業者及び各関係機関は、前項の規定による通報をした者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

（通報を受けた場合の措置）

十六　市長は、前条第１項の規定による通報を受けたときは、当該通報に係る障害者への虐待の防止及び障害者の保護を図るため、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）、障害者自立支援法その他関係法令の規定による権限を適切に行使するものとする。

（立入調査）

十七　市長は、虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　障害者の保護者、障害者の養護者、事業者及び各関係機関は、前項の規定による調査及び質問に協力しなければならない。

３　第１項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（虐待防止の取組状況の公表）

十八　市長は、毎年度、虐待の件数、虐待の状況及び虐待があった場合に講じた措置の内容を公表するものとする。

第三　障害者の地域生活の支援

（地域生活の総合的な支援）

十九　市は、障害者が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、日常生活等を営む上での課題及び障害の特性を理解し、当該障害者の自立の助長並びにその家族の負担の軽減のための総合的な支援を行うよう努めなければならない。

２　指定障害福祉サービス事業所、障害者自立支援法第７７条に規定する地域生活支援事

業を行う事業者及び社会福祉法第４条に規定する社会福祉を目的とする事業を経営する者は、サービスの提供に当たっては、福祉サービスの質の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの実施に努めなければならない。

３　市及び相談支援事業者は、相談及び支援の実施に当たっては、専門技術及び職業倫理の向上並びに障害者及びその家族が必要とする福祉サービスの把握及び充実に努めるとともに、別に定める指針に従い、事業者及び各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行わなければならない。

（成年後見制度等の利用促進）

二十　市は、後見的支援を要する障害者が地域において安心して生活を営むことができるよう、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための制度（以下「成年後見制度等」という。）の円滑な利用のために必要な支援を行わなければならない。

２　市は、成年後見制度等の支援を行う人材の育成を行うよう努めなければならない。

（障害者の住まいの確保）

二十一　市は、障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じるよう努めなければならない。

２　事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、さいたま市福祉事務所設置条例（平成 13 年 5 月 1 日条例第 168 号）第 2 条に規定する福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域で暮らしていくために必要な居住する場所の確保に努めるものとする。

（意思疎通等が困難な障害者に対する配慮等）

二十二　市が行事を開催するとき並びに情報の提供及び通信を行うときは、意思疎通が困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めなければならない。

２　市は、意思疎通又は相互に情報を提供し、若しくは利用することが困難な障害者に対し、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

３　市は、災害発生時その他の緊急時に、速やかに障害者と連絡が取れるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特性を理解し、災害発生時その他の緊急時に必要な支援を行わなければならない。

４　事業者は、地域で生活するために必要なサービスを提供するに当たり、意思疎通又は情報の提供若しくは提供を受けることが困難な障害者に対し、それぞれの障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第四　障害者の自立及び社会参加の支援

（障害者の就労支援）

二十三　市は、障害者が就労により自立した生活を送ることができるよう、指定障害福祉

サービス事業所との連携の下、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を行う体制を整備し、障害者の就労の支援を障害者の生活支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。

２　事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めるものとする。

（障害者の社会参加の支援）

二十四　市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、すべての市民、事業者及び各関係機関の協力の下、障害者の活動範囲の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

２　市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、必要な配慮を行うよう努めなければならない。

３　事業者は、障害者が建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、必要な配慮を行うよう努めるものとする。

第五　障害者の発達の支援及び教育の充実

（切れ目のない支援の実施）

二十五　市は、障害者の乳幼児期から生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

２　市は、個々の障害者が必要とする保育及び支援の内容を把握し、各関係機関との連携の下、必要とする支援を確保するための措置を講じるよう努めなければならない。

（障害者に対する包括的な教育の実施）

二十六　市及び市が設置する学校は、個々の障害者が必要とする教育の内容及び支援の内容に沿った包括的な教育を行わなければならない。

２　市及び市が設置する学校は、障害者が、それぞれ必要とする教育を受けることができる学校を生活する地域において選択できるようにするため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

３　市は、教職員に対し、障害者に対する理解を深めるための措置を講じるとともに、学校教育法第７２条の規定による特別支援教育における教職員の専門性の向上を図らなくてはならない。

４　市及び市が設置する学校は、学校教育、社会教育及び生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるよう必要な措置を講じなくてはならない。

第六　補則

（障害者の権利に関する委員会）

二十七　市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、差別を防止又は解消するための施策について、推進協議会と連絡及び調整

を行うものとする。
３　委員会は、委員１０人以内をもって組織する。
４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 障害者
(2) 学識経験を有する者
(3) 事業者の代表者
(4) 関係団体の代表者
(5) 市民代表者
(6) 関係行政機関の職員
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
５　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
６　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
７　前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（地域自立支援協議会）
二十八　市長の諮問に応じ、障害者の地域生活の支援に関する事項を調査審議するため、さいたま市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」）を設置する。
２　自立支援協議会は、次に掲げる事項について調査審議する
(1) 障害者が安心して地域で生活するための社会資源の開発及び施策に係る課題の解決に向けた検討を行うとともに、支援のための連携に向けた協議を行うこと。
(2) 障害者の地域生活を支援するための処遇の方策を研究し、福祉事務所及び相談支援事業者に対し、必要な助言を行うこと。
３　自立支援協議会で明らかになった施策課題等について、毎年度、推進協議会に報告を行うこと。
４　自立支援協議会は、委員１２人以内をもって組織する。
５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
(1) 学識経験を有する者
(2) 相談支援事業者の代表者
(3) 事業者の代表者
(4) 関係団体の代表者
(5) 関係行政機関の職員
(6) 市職員
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
６　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
７　委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
８　前各項に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（市民会議）

二十九　障害者に関する施策の課題について障害者を含む市民が相互に意見交換を行う、障害に関する市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

２　市長は、市民会議で交換された意見を、推進協議会に報告しなければならない。

（障害者に対する理解の推進）

三十　市長は、障害者に対する理解を広げることについて市民の模範となる行為をしたと認められる者を推奨することができる。

２　推進協議会の委員は、第一項の行為をしたと認められるものを市長に推薦することができる。

（委任）

三十一　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（検討）

１　市は、この条例の施行後５年を目途として、この条例の施行の状況及び障害者に係る法制度の動向を勘案し、推進協議会の提言をもとにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。